

市内業者の皆さまへ

桑名市水道部

水道部発注工事にかかる入札・契約制度改正について（お知らせ）

桑名市水道部発注の公共事業については、平成 22 年 7 月 1 日以降、原則、一般競争入札（事後審査方式）にて発注することとしますので、その概要についてお知らせいたします。

1 公告日について

市発注公告同様、建設工事及び維持業務委託は毎週木曜日、測量コンサル業務は毎週火曜日とします。

※ 【ホームページ掲載場所】 トップ画面 → 入札・契約 → 入札公告

2 発注基準について

① 建設工事：工事の内容に応じて、次のとおり設定します。

I. 水道配水管布設・布設替工事

発注業種	土木一式工事または管工事業（※1）	
建設業許可	土木工事業または管工事業のいずれかの許可を受けていること（※1）。	
経審点数	桑名市建設工事の業種別発注基本表において、土木工事業または管工事業のいずれかの基準を満たしていること（※1）。	
完成工事高		
同種工事 施工実績		
企業要件	桑名市指定給水装置工事業業者の認可を受けていること。	
配置技術者	主任技術者	桑名市建設工事の業種別発注基本表において、土木工事業または管工事業のいずれかの基準を満たす技術者を配置できること。
	従事する技術者	次の①又は②のいずれかの有資格者 ① 配水用ポリエチレンパイプシステム協会正会員メーカーの配管技能講習会修了者 ② 配水用ポリエチレンパイプシステム協会施工講習受講者（配水管：※2）

※1 発注業種・建設業許可・経審点数・完成工事高要件については、平成 24 年 5 月 31 日までの経過措置として、土木工事業または管工事業の基準のいずれかを満たせば参加できるものとします。

経過措置終了後は、土木工事業の基準で発注することとします。

※2 「給水管」の施工講習受講証では配水管の施工が出来ません。必ず「配水管」の受講者を配置してください。

II. 水道配水管布設・布設替工事以外の工事

桑名市建設工事の業種別発注基本表における、発注業種に応じた基本条件とします。

※ ただし、工事内容により条件が異なることがあります。

- ② 測量・建設コンサルタント等業務 : 市発注基本表のとおりとします。
③ 維持業務委託 : 市発注基本表のとおりとします。

※ 詳細については、市ホームページ「事後審査型条件付一般競争入札(制度説明・発注基準等)」をご覧ください。

【ホームページ掲載場所】 トップ画面 → 入札・契約 → 入札制度

3 設計図書の購入について

一般競争入札に参加しようとする者は、公告において示す期日までに指定する販売店から設計図書を購入してください。領収書(写し)は、落札候補者となった者から確認資料の一部として提出していただきますので、大切に保管してください。

※ 設計図書の販売店は次のいずれかとし、公告において示します。

ア 桑名市中央町2丁目26番地

日商器材(株) 電話 0594-21-1900 FAX 0594-21-8191

イ 桑名市中央町5丁目11番地

(株)北星實業 電話 0594-21-2121 FAX 0594-21-2123

4 入札書の提出方法について

入札書の提出は、郵便により提出することとします。入札書提出期限に必ず到着するよう注意してください。

※ 詳細については、市ホームページ「郵便入札制度について」をご覧ください。

【ホームページ掲載場所】 トップ画面 → 入札・契約 → 入札制度

5 開札、落札候補者の決定

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において行います。
- (2) 入札参加者の中から2者に立ち会いを依頼し、開札に立ち会っていただきます。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者(総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者)を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留したうえ、開札を終了します。ただし、落札候補者となるべき者が複数ある場合は、クジにより落札候補順位を決定します。

6 入札参加資格の審査

入札参加資格の審査については、開札後に落札候補者となった者のみ行います。

- (1) 確認事項
 - ・建設業許可について
 - ・地域要件について
 - ・総合評定値、審査基準日等について

- ・完成工事高について
- ・同種工事の施工実績について
- ・技術者要件について
- ・その他、共通事項及び発注公告において示した要件について

(2) 入札参加資格確認資料

落札候補者にのみ参加資格の確認のため必要となる資料の提出を求めます。

提出期限は、提出を求められた日の翌日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く。）以内です。期限内に提出されない場合、参加資格がないものとみなし、入札を失格とします。

7 最低制限価格の算定方法について

最低制限価格（税抜）は、予定価格（税抜）の67%～85%の間で次の算定式により算出します。ただし、算出した金額が予定価格（税抜）の67%を下回るときは67%とし、予定価格（税抜）の85%を超えるときは85%とします。

算出して得た最低制限価格（税抜）の端数処理については、原則万円未満を切り捨てるものとなりますが、当該金額が予定価格（税抜）の67%を下回る場合は、万円未満を切り上げるものとします。

【例：発注業種が一般土木工事の場合】

直接工事費×95%	と
共通仮設費×90%	と
現場管理費×60%	と
一般管理費×30%	の合計額 ×1.05

※ 詳細については、市ホームページ「最低制限価格について」をご覧ください。

【ホームページ掲載場所】 トップ画面 → 入札・契約 → 入札制度

8 配置技術者の取り扱いについて

建設工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者については、次のとおりとします。

- (1) 入札書提出期限の日以前6ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。
- (2) 他の工事に従事していないこと。

現場専任を要しない工事において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が2,500万円（建築一式工事のみの場合は5,000万円）未満の場合に限り3件までとします。ただし、兼任する工事の契約金額が全て500万円未満である場合は、適用しません。

（緊急災害復旧工事等の合理的な理由がある場合は、制限を緩和することがあります。）

- (3) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者でないこと。

※ ただし、契約金額2,500万円（建築工事は5,000万円）未満の工事等、専任を要しない工事に主任技術者として配置しようとする場合は認めます。

- (4) 発注公告で示された技術者資格等の要件を満たしていること。

※ 詳細については、市ホームページ「配置技術者の取扱いについて」をご覧ください。

【ホームページ掲載場所】 トップ画面 → 入札・契約 → 入札制度

9 落札可能件数届出書の提出について

複数の入札に参加しようとする者で、配置可能な技術者を入札参加件数分確保できないなど、落札候補者となった工事(業務)を辞退せざるを得ないケースが想定される者は、入札日前日の正午までに「落札可能件数届出書」(別紙様式)を契約監理課へ提出(郵送不可)しなければならないものとしします。

※ 「落札可能件数届出書」を提出しなかった者が、落札候補者を辞退した場合、ペナルティの対象となるので十分注意してください。

※ 詳細については、市ホームページ「落札候補者・落札者の決定について」をご覧ください。

【ホームページ掲載場所】 トップ画面 → 入札・契約 → 入札制度

10 その他

桑名市水道事業における契約事務手続等に関する規程のほか、水道部における入札・契約事務手続等については、桑名市における入札・契約事務手続等(事後審査型条件付一般競争入札共通事項等)の例によることとします。

詳細は、ホームページにて確認してください。

トップ画面 → 入札・契約 → お知らせ → 22年7月のお知らせ